

# 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度移行に係る事務取扱要領

## (目的)

第1 この要領は、「多様な働き方等実践企業」認証制度に関する制度移行に係る事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 長野県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行う法人、その他社団、又は個人をいう。
- (2) 旧制度 「多様な働き方等実践企業」認証制度実施要領に基づく制度をいう。
- (3) 新制度 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領に基づく制度をいう。
- (4) 認証企業 前2号に掲げる制度に基づき認証された企業をいう。

## (みなし認証)

第3 旧制度による認証企業は、新制度施行後、「ワークライフバランスコース」を認証されたものとみなす。

- 2 前項の規定による認証期間（以下「みなし認証期間」という。）は、旧制度で認証された期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、旧制度による認証企業は、みなし認証期間中において、新制度により「ワークライフバランスコース」を申請することができるものとする。この場合において、認証企業として認められた場合の新たな認証期間は、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領第7第2項に定める期間とする。

## 附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。